



発行 新潟県

第 48 号

平成29年6月23日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 788 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任（情報政策課）
- 789 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 790 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 791 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 792 保安林の指定予定（治山課）
- 793 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 794 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 795 公共測量の実施通知（監理課）
- 796 建設業法による営業の停止（監理課）
- 797 道路の区域変更（道路管理課）
- 798 道路の供用開始（道路管理課）
- 799 道路の区域変更（道路管理課）
- 800 道路の供用開始（道路管理課）
- 801 道路の区域変更（道路管理課）
- 802 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（総務事務センター）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 職業訓練指導員試験の実施（職業能力開発課）
- 特定調達契約の落札者等（水産課）

選挙管理委員会告示

- 29 政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができなくなった政治団体（選挙管理委員会）



◎新潟県告示第788号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第49条第1項の規定により、平成29年6月12日から特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任することとした。

なお、本県に設置されている執行機関から同機構への同事務の委任も含む。

平成29年6月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第789号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成29年6月23日

新潟県知事 米山 隆一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社さくら介護サービス	柏崎市駅前二丁目1番35号	みなと桜寿	柏崎市番神一丁目2番6号	小規模多機能型居宅介護	H29.5.1
株式会社さくら介護サービス	柏崎市駅前二丁目1番35号	みなと桜寿	柏崎市番神一丁目2番6号	介護予防小規模多機能型居宅介護	H29.5.1
社会福祉法人慈豊会	阿賀野市前山294番地1	グループホームおおむろ	阿賀野市大室1953番地1	認知症対応型共同生活介護	H29.4.10
社会福祉法人慈豊会	阿賀野市前山294番地1	グループホームおおむろ	阿賀野市大室1953番地1	介護予防認知症対応型共同生活介護	H29.4.10

◎新潟県告示第790号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年6月23日

新潟県知事 米山 隆一

名称	所在地	変更事項	旧	新	変更年月日
株式会社アルプスビジネスクリエーション柏崎店	柏崎市田塚1丁目1-28	所在地	柏崎市長浜町1-40	柏崎市田塚1丁目1-28	H29.6.5

◎新潟県告示第791号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年6月23日

新潟県知事 米山 隆一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
ながおか医療生活協同組合	長岡市前田1-6-7	グリーンステイ高町	長岡市高町2-59-363	短期入所生活介護	H29.5.31
ながおか医療生活協同組合	長岡市前田1-6-7	グリーンステイ高町	長岡市高町2-59-363	介護予防短期入所生活介護	H29.5.31

公益財団法人小千谷総合病院	小千谷市本町1丁目13番33号	小規模多機能型居宅介護事業所ひよしの家	小千谷市日吉1丁目6番23号	小規模多機能型居宅介護	H29. 3. 31
公益財団法人小千谷総合病院	小千谷市本町1丁目13番33号	小規模多機能型居宅介護事業所ひよしの家	小千谷市日吉1丁目6番23号	介護予防小規模多機能型居宅介護	H29. 3. 31
公益財団法人小千谷総合病院	小千谷市本町1丁目13番33号	介護老人保健施設水仙の家	小千谷市元町10番1号	通所リハビリテーション	H29. 3. 31
公益財団法人小千谷総合病院	小千谷市本町1丁目13番33号	介護老人保健施設水仙の家	小千谷市元町10番1号	介護予防通所リハビリテーション	H29. 3. 31
公益財団法人小千谷総合病院	小千谷市本町1丁目13番33号	介護老人保健施設水仙の家	小千谷市元町10番1号	短期入所療養介護	H29. 3. 31
公益財団法人小千谷総合病院	小千谷市本町1丁目13番33号	介護老人保健施設水仙の家	小千谷市元町10番1号	介護予防短期入所療養介護	H29. 3. 31
公益財団法人小千谷総合病院	小千谷市本町1丁目13番33号	介護老人保健施設水仙の家	小千谷市元町10番1号	介護老人保健施設	H29. 3. 31

◎新潟県告示第792号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成29年6月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県佐渡市下相川3の2、1311の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第793号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、五泉市の十全土地改良区の定款の変更を平成29年6月9日認可した。

平成29年6月23日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第794号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営大小地区農業用排水施設整備・区画整理（中山間地域総合整備「生産基盤型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月23日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成29年6月26日から平成29年7月24日まで
- 3 縦覧に供する場所
佐渡市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第795号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年6月23日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量、GNSS水準測量)
- 2 作業期間 平成29年6月20日から平成29年11月10日まで
- 3 作業地域 南魚沼市

◎新潟県告示第796号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

平成29年6月23日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 処分をした年月日 平成29年6月16日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 株式会社小林建材 代表取締役 小松 正和
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県西蒲原郡弥彦村矢作4296-1
- 4 許可番号 新潟県知事(般-27)第15746号
- 5 処分の内容
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - (2) 停止を命ずる期間 平成29年7月1日から平成29年7月7日までの7日間
- 6 処分の原因となった事実

株式会社小林建材及び同社の元代表取締役は、平成27年7月4日頃、西蒲原郡弥彦村大字鮎穴字法千坊144番において、廃棄物であるレンガ、コンクリート殻、焼瓦等約14.88トンを土中に埋め廃棄したことが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反するとして、平成29年3月10日に新潟地方裁判所から、同社は罰金200

万円、同社の元代表取締役は懲役2年（執行猶予3年）及び罰金100万円の判決を受け、その刑が確定している。

このことが建設業法第28条第1項第3号に該当する。

◎新潟県告示第797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年6月23日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越高田インター線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
妙高市大字宮内字陳場92番3から	新	7.8～18.6メートル	333.7メートル
同市大字雪森字屋敷附480番1まで	旧	6.5～18.0メートル	336.0メートル

◎新潟県告示第798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年6月23日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 上越高田インター線
- 2 供用開始の区間
妙高市大字宮内字陳場92番3から同市大字雪森字屋敷附480番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年6月23日

◎新潟県告示第799号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年6月23日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下折立浦佐停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市浦佐4755番1から	新	9.5～14.0メートル	254.6メートル
同市浦佐4383番27まで	旧	9.5～14.0メートル	254.9メートル

◎新潟県告示第800号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年6月23日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 下折立浦佐停車場線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市浦佐4755番1から同市浦佐4383番27まで
- 3 供用開始の期日 平成29年6月23日

◎新潟県告示第801号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年6月23日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢小栗山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市小栗山字入山2910番3から	新	14.2～29.0メートル	90.7メートル
同市小栗山字入山2910番3まで	旧	14.2～29.0メートル	94.0メートル

◎新潟県告示第802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年6月23日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 田沢小栗山線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市小栗山字入山2910番3から同市小栗山字入山2910番3まで
- 3 供用開始の期日 平成29年6月23日

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月23日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 調達件名及び数量
新潟県総務事務システム用サーバ機器等一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務管理部総務事務センター
新潟県新潟市中央区新光町7番地2

- 3 落札決定日
平成29年5月29日(月)
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札価格
235,334,160円
- 6 契約方式
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成29年4月14日(金)

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年6月23日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 イオンモール新発田
所在地 新発田市住吉町5丁目11番5号
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) イオンリテール株式会社 他41社
(変更後) イオンリテール株式会社 他44社
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の社名
(変更前) 株式会社プラスハート
(変更後) 株式会社ALO
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
・株式会社オンデーズ
(変更前) 東京都豊島区西池袋1-15-7
(変更後) 東京都品川区東品川2-2-8 スフィアタワー天王洲13階
- 3 変更年月日
平成29年4月30日
- 4 変更の理由
小売業者の新規出店、退店、小売業者の住所変更による。
- 5 届出年月日
平成29年6月6日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成29年6月23日から平成29年10月23日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

職業訓練指導員試験の実施について(公告)

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成29年6月23日

新潟県知事 米山 隆一

1 試験を実施する職種

(1) 実技試験及び学科試験を実施する免許職種

溶接科

(2) 学科試験のうち指導方法試験を実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる免許職種

2 試験の科目

試験職種	試験の科目
溶接科	[実技試験] 1 溶接 2 ガス切断 [学科試験] 1 指導方法 職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関連法規 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 材料（材料力学、金属材料） イ 製図（読図法） ウ 溶接法（ガス溶接法、ガス切断法、アーク溶接法、電気抵抗溶接法、炭酸ガス溶接法、熱処理法） エ 測定法（測定用具及び機器、測定法） オ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 特殊溶接法（アルゴンアーク溶接法、プラズマ溶接法、レーザー加工法） イ 試験検査法（試験検査機器、破壊検査、非破壊検査、関係法規）
1の(2)に掲げる免許職種	[学科試験] 指導方法

3 受験資格

(1) 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

ア 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定に合格した者

イ 職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者

※ 詳しくは受験案内に掲載しますのでご確認ください。

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から2年を経過しない者

4 試験の期日

(1) 学科試験 平成29年9月14日（木）午前10時から

(2) 実技試験 平成29年9月15日（金）午前9時から

5 試験場所

県立新潟テクノスクール（新潟市中央区鑑西1-11-2）

6 受験手続き

(1) 試験の申込みに必要な書類

受験申込書、履歴書、写真票、受験票、受験資格及び免除資格を証する書類（技能検定合格証書の写し、資格免許証等の写し、卒業証明書、履修証明書、実務経験証明書等）、写真2枚（45mm×35mmの大きさで申請前6ヶ月以内に撮影した正面脱帽上半身像）、62円切手1枚及び受験手数料

(2) 受験手数料

学科試験3,100円、実技試験15,800円（新潟県収入証紙を受験申込書に貼付すること。）

ただし、実技試験又は学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては不要。なお、受験申込書を受理した後は、手数料の返還は行わない。

(3) 申込書類の提出先

郵便番号950-8570（新潟県庁専用郵便番号）

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働観光部職業能力開発課指導係

なお、郵送の場合は封筒の表に「指導員試験受験申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留とすること。

(4) 申込書類の受付期間

平成29年7月24日（月）から平成29年8月4日（金）まで

なお、郵送の場合は8月4日の消印があるものまで有効とする。

7 受験票の交付

受験申込書を受理したときは、試験日の一週間前までに受験票を送付する。

8 合格発表

平成29年9月29日（金）に受験者全員に可否の結果を通知するほか、合格者の受験番号を新潟県ホームページに掲載する。

9 受験申込書の配布

(1) 配布場所

機 関 名	連 絡 先
新潟県産業労働観光部職業能力開発課	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 TEL 025-280-5262（直通）
県立新潟テクノスクール	〒950-0915 新潟市中央区鑑西1-11-2 TEL 025-247-7361
県立上越テクノスクール	〒943-0171 上越市大字藤野新田333-2 TEL 025-545-2190
県立三条テクノスクール	〒955-0024 三条市柳沢353-2 TEL 0256-38-8520
県立魚沼テクノスクール	〒949-7413 魚沼市堀之内3335-1 TEL 025-794-2410
新潟職業能力開発短期大学校	〒957-0017 新発田市新富町1-7-21 TEL 0254-22-1781
新潟職業能力開発促進センター	〒940-0044 長岡市住吉3-1-1 TEL 0258-33-2420

(2) 郵送による配布

140円切手を貼付し、あて先を明記した返信用封筒（角形2号）を同封のうえ、上記職業能力開発課あて請求すること。なお、送付する封筒の表に「指導員試験受験申込書請求」と朱書きすること。

10 その他

(1) 受験の注意事項（実技試験に関する携行品等）については、後日受験者に通知する。

(2) 試験について不明な点は、前記職業能力開発課に問い合わせること。

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年 6 月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 調達件名及び数量
漁業取締船「弥彦丸」定期検査及び上架修繕工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県農林水産部水産課調整係
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
工事請負
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成29年 5 月31日
- 6 落札者の氏名及び住所
新潟造船株式会社
新潟市中央区入船町四丁目3776番地
- 7 落札価格
48,438,000 円
- 8 入札公告日
平成29年 4 月21日
- 9 落札方式
最低価格

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成29年4月1日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体は、次のとおりである。

平成29年 6 月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
泉田ひさいち後援会	泉田寿一	番場光男	新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲381
上片貝まきこ会	小林良夫	星野和雄	新潟県小千谷市上片貝1136
皇國民族青年同盟	荒木航	石川史鷹	新潟県新潟市江南区横越上町2-21-3
斎藤てつお後援会	齋藤徹夫	齋藤徹夫	新潟県新発田市西園町1-6-3
作林一郎後援会	作林一郎	飯塚庄一	新潟県妙高市大字大沢新田210-1
佐藤邦義を励ます会	佐藤邦義	青木伸一	新潟県南蒲原郡田上町大字羽生田126-3
佐藤みきお後援会	佐藤キエ子	佐藤幹夫	新潟県新潟市西区浦山1丁目4-2
真保薫後援会	真保和典	真保牧	新潟県加茂市青海町2丁目9番35号
政栄会	長谷川一栄	長谷川稔	新潟県新潟市南区大通1丁目2番10号
税金の無駄遣いをストップさせる会	木伏茂	木伏和子	新潟県新潟市秋葉区矢代田3289
全国介護政治連盟新潟県支部	三国隆榮	三国隆榮	新潟県新潟市東区宝町3-23
大地正幸後援会	高野保	高野昇	新潟県長岡市川崎6丁目8656番地13

高見みか後援会	佐藤義尚	高見栄子	新潟県長岡市金町2-3-34
富樫うえいち後援会	大矢英夫	富樫正	新潟県村上市大字下鍛冶屋729
新潟維新の会	佐藤幹夫	佐藤キエ子	新潟県新潟市西区浦山1丁目4-2
21世紀を考える会	佐藤邦義	青木伸一	新潟県南蒲原郡田上町大字羽生田126-3
博山会	栗原博久	木村敏男	新潟県新潟市秋葉区古田1-2-32
長谷川一栄後援会	大矢定二	星淳司	新潟県新潟市南区大通1-2-10
丸山喜一郎後援会	丸山喜一郎	柴田弥一郎	新潟県妙高市白山町2-9-25
丸山敏彦後援会	丸山敏彦	丸山愛彦	新潟県柏崎市大字劔997番地1
宮崎みつお後援会	大沼長栄	井村均	新潟県新発田市荒川1863番地
宮村幸男後援会	宮村健秋	長谷川正也	新潟県新発田市三ツ樹1226
妙高の成長戦略をつくる会	平大次郎	高橋善成	新潟県新発田市新富町2丁目9番8号
村山道明後援会	村山道明	村山春朗	新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡丁4680番地
山崎豊士後援会	小熊俊寿	山崎愛子	新潟県長岡市小国町千谷沢408-2
山田龍一後援会(一世会)	山田龍一	山田龍一	新潟県中魚沼郡津南町大字結束子567
やまなみ経済研究会	高野昇	山崎守男	新潟県長岡市川崎6丁目8656番地13
よしずみ安夫後援会	松木泉	堀川恭平	新潟県妙高市大字神宮寺27-1
わたなべ有子後援会	中沢敏弘	五十嵐昭一	新潟県新潟市江南区曾野木1丁目19番1号